

No.	項目	質問	回答
1	届出時期について	介護職員処遇改善加算の届出の時期はどうなっているのか？	<p>広域型サービスについて、平成24年4月及び5月から算定を希望する事業所については、平成24年4月16日までに届出が必要です。それ以降は、算定を受けようとする月の前々月末日までに、届出が必要です。</p> <p>平成24年度の介護職員処遇改善交付金の承認事業所は、みなし加算対象のため、加算の届出の必要はありませんが、平成24年5月末までに計画書を各指定権者に提出していただく必要があります。</p> <p>また、25年度も引き続き介護職員処遇改善加算の算定を受ける場合は、平成25年2月末までに計画書の提出が必要となります。</p>
2	利用者負担について	介護職員処遇改善加算では、利用者負担は発生するのか？	<p>介護報酬の1割負担としての利用者負担は必要。ただし、区分支給限度基準額の算定には、含まれません。</p>
3	利用者負担についての表示	料金表などに、どのように記載すれば良いか？	<p>以下については、一つの参考例としてお示します。</p> <p>【例】(訪問介護・加算Ⅰのとき) 一月につき 介護職員処遇改善加算額は、 【介護報酬総単位数(基本サービス費+各種加算減算)×サービス別加算率(4.0%)(1単位未満四捨五入)】×1単位の単価(1円未満切り捨て) となります。</p> <p>(訪問介護・加算Ⅱのとき) 一月につき 介護職員処遇改善加算額は、 【介護報酬総単位数(基本サービス費+各種加算減算)×サービス別加算率(4.0%)(1単位未満四捨五入)×90/100】×1単位の単価(1円未満切り捨て) となります。</p> <p>(訪問介護・加算Ⅲのとき) 一月につき 介護職員処遇改善加算額は、 【介護報酬総単位数(基本サービス費+各種加算減算)×サービス別加算率(4.0%)(1単位未満四捨五入)×80/100】×1単位の単価(1円未満切り捨て) となります。</p> <p>利用者負担額(1割)は、【上記額-(上記額×0.9)(1円未満切り捨て)】となります。</p>
4	区分支給限度基準額への反映について	サービス利用票への記載はどのようにしたら良いのか？	<p>介護職員処遇改善加算は、区分支給限度額の管理対象外サービスのため、サービス利用票への記載は、不要又は任意とされています。利用者負担の説明のためサービス利用票別表に記載する際は、区分支給限度額の合計単位数には含めず、識別できるように記載していただくことが必要です。</p>
5	計画書の提出について	平成24年1月(平成23年12月)に平成24年度の介護職員処遇改善交付金の承認申請・計画書を提出したが、また計画書を提出しなければならないのか？	<p>平成24年度介護職員処遇改善交付金の計画書は、平成24年2月、3月サービス提供分に対するもののため、改めて介護職員処遇改善加算のための計画書を提出する必要があります。</p> <p>平成24年度の承認事業所は、みなし加算となるため、加算の届出の必要はありませんが、平成24年5月末までに計画書を各指定権者に提出していただく必要があります。</p>
6	みなし加算の適用について	24年度の介護職員処遇改善交付金の承認事業者であるが、平成24年5月に新規に事業所を開始する。この場合、どのような手続きが必要か？	<p>新規の事業所は、みなし加算の対象となっていないため、新規の加算届の提出になります。平成24年5月(みなし加算事業所の計画書提出)までの間は、添付する計画書は、当該事業所分のみの計画書(※)としてください。</p> <p>※新規設置の介護老人福祉施設と短期入所者生活介護など、計画を分けることが難しい場合は、同一の計画書でも例外的に可とします。</p> <p>その後、みなし事業所分の計画書の提出時において、当該事業所を含んだ形での計画書の差替えは可能です。</p>

No.	項目	質問	回答	
7	みなし加算の適用について(2)	24年度の介護職員処遇改善交付金承認対象事業所であったが、平成24年4月1日付けで事業所番号が変更した。変更前と変更後で事業の運営状況に変更はないが、みなし加算の適用にはならないのか？	事業所番号が変わることにより、新規指定事業所としての扱いになります。3月26日(4月16日)までに介護職員処遇改善加算関係の届出書を御提出ください。	
8	計画書作成単位	計画書は、複数の介護サービス事業所を法人内で一括して作成できるとなっているが、全国に展開している法人については、一つの計画書の作成でよいのか？	一つの計画書の作成で構いません。ただし、様式2(添付書類2、添付書類3)を提出して、道府県別、市町村(指定件者別)の加算見込額、賃金改善所要見込額の明細をそれぞれ記入していただくこととなります。 同じ内容の計画書を各指定権者に提出いただくこととなります。	
9	賃金改善の基準点	介護職員処遇改善計画書における賃金改善の基準点はいつか？	介護職員処遇改善交付金を受けていた事業所については、平成23年度の賃金水準から交付金による改善を行っていた部分を除いた水準となります。 また、手当等により賃金改善を実施する場合に、特段の事情なく基本給を平成23年度より切り下げることは、賃金改善として認められません。	
10	法定福利費	賃金改善により、法定福利費(健康保険料・介護保険料・厚生年金保険料・児童手当拠出金・雇用保険料・労災保険料等)の事業者負担も増えると思うが、賃金改善額に含められるのか？	交付金のときと同様、本加算による賃金上昇分に応じた法定福利費における事業主負担分も賃金改善額に含めることができます。	
11	計画書添付書類について	平成24年度の交付金承認事業者であるが、また就業規則や労働保険加入証明を提出しなければならないのか？	広域型については、省略して構いません。地域密着型サービスについては、各区市町村(指定権者)に改めて御提出ください。	
12	計画書添付書類について(2)	公設事業所の指定管理者となっているが、介護職員処遇改善交付金と同様、区市町村からの同意書は必要か？	事業所の指定申請者が、加算の届出主体となるため、新規加算算定時については、同意書の提出は不要です。 なお、みなし加算の計画書や24年度に引き続き25年度の計画書を、法人で一括して指定管理の分も含めて作成するときは、区市町村の同意書が必要です。	更新
13	キャリアパス要件等届出書について	平成24年度の交付金承認事業者であるが、またキャリアパス要件等届出書も提出する必要があるのか？	広域型について、すでに提出しているところは、省略して構いません。地域密着型サービスについては、各区市町村(指定権者)に改めて御提出ください。	
14	キャリアパス要件等届出書について	新設の事業所であるが、(2)定量的要件の実施事項は記入できるのか？	新設の事業所であっても、平成21年4月の介護報酬改定率が3%上昇した分を職員の賃金改善以外の処遇改善にどのように活用されるかを御記入いただきます。 事業所開設後であっても改善実施が確実であれば、その内容を御記入ください。(また、その概算額の名称、金額についても御記入ください。)	新規
15	余剰額の返還	介護職員処遇改善加算となった場合でも、実績報告にもとづく余剰額の返還はあるのか？	経営の悪化等により止むを得ない場合は、賃金水準を見直すことも可能です(この場合は、実績報告による余剰額の返還はありません。)	
16	実績報告書の作成単位	複数の事業所を運営しているが、平成24年4月に開設した事業所については、一箇所のみの計画書で提出している。24年度の実績報告時に当該事業所も含めて法人一括で実績報告をすることは可能か？	法人で一括して報告することは、可能。実績報告時に、計画書の作成単位を変更する旨の届出書(様式未定)を同時に御提出いただく予定です。	新規